第7回 武蔵野市保育のガイドライン検討委員会 会議要録

日時: 平成23年10月28日(金) 午後6時30分~8時45分

場所:武蔵野市役所4階 411 会議室

1 開会

2 議事

(1) 保育のガイドラインの検討

(委員長)

・ 今回は、「おわりに」を多く書き足した。今回で内容をつめていきたい。ご意見を頂戴したい。

(民間保育園職員A)

・ 「はじめに」の、保育室の環境に触れてある部分に、 調理室の設置 という言葉を足してほしい。

(委員長)

・ 現在のところ公立・協会立では全て自園で調理する方向でいる旨確認しているが、今後民間認可保育 所で変更を予定している園はないか。

全園なしとのこと

(委員長)

・ その他ご意見を頂戴したい。

(民間保育園職員B)

・ 「保育の質の担保」という言葉に、取引のようなニュアンスを感じる。何か代わる言葉がないか。

(保護者委員A)

・ 民営化議論の時に、保護者から保育の質について「保障」より「担保」を求める声が多かったためか と思う。

(公立保育園職員A)

・ 運営主体が変わることにより、保育の質が落ちることを心配される保護者が多かったため、絶対に保 育の質を落とさないという気持ちを込めてこの言葉を使用していると思う。

(委員長)

・ 調理室の設置 の話に戻るが、今後新規に認可保育所を作りたいという事業者が出てきたとき、そ の事業者が給食は委託で行うという方針だったら、このガイドラインがしばりになってしまうのでは ないか。

(保護者委員A)

・ 保護者としては、ぜひ全園自園調理していただきたいところ。

(民間保育園職員A)

・ 給食の外部委託には反対なので、ぜひこの言葉は入れてほしいと思っている。乳幼児の食事について これだけ書き込むのだから、調理室というそもそもの存在をないがしろにすることはできないのでは ないか。

(保護者委員A)

・ 理想として、市の方針として自園調理すべきということを明示していくと良いのではないか。

(民間保育園職員C)

・ 園庭の広さにこだわるよりは、調理室にこだわりたい。

(委員長)

・ では、調理室については、委員会としては入れる方向にし、民間園長会で諮り決定したい。

(保護者委員B)

- ・全体をとおし「ともに」「共に」、「かかわり」「関わり」など、表記について最終的には調整されたい。
- ・ 「はじめに」の部分、 保育の質を高める要素とは を 要素として 、にしてほしい。

(保護者委員A)

・ 「保育所の保育は、家庭の補完」という言葉について、「家庭の補完という養護の側面」と聞くとしっくりこないのだが、先生方が普段どう使用されているか伺いたい。

(公立保育園職員 B)

・ 保育に欠ける子どもの、家庭でできない部分を養護していく意味。保育の中では使用する用語。

(保護者委員A)

- ・ これまでも何度かお話ししているが、児童福祉法にある「保護者の就労等により保育に欠ける子ども」 のために「欠けているものを補う」ということ以上のものを保育園では実施されていると思っている のでお伺いした。先生方が普段使うのであれば、それで構わない。
- ・ 「養護」と「教育」を一体的に取り組むとあるが、これは新しい保育所保育指針に依るものであって 児童福祉法にはそのようには書いてない。現在の案だと、児童福祉法に基づき教育しているように思 えるので、保育所保育指針によれば…などの言い方の方が良いと思う。

(委員長)

・ 保護者委員Aの意見を採用し、また保育所保育指針に沿い言葉を補うこととする。

(保護者委員A)

・ 児童福祉法や保育所保育指針などに依る部分は同じ文言を使用したほうが良いと思っているが、一方、 法律の内容にしばられ過ぎず、自分たちの意思表示としてのガイドラインであるよう、注意していき たい。

(委員長)

・ 児童憲章、子どもの権利条約についてだが、ガイドラインとは次元の違うものかと考えている。ガイドラインの位置づけ図としては、最上位を児童福祉法にしておく方がわかりやすいと思い、事務局では前述2つを削除する案も出ている。ご意見伺いたい。最終的には、「旧ガイドラインの分散」という図も消したいと思う。

(保護者委員A)

・ 「旧ガイドラインの分散」記載について、移管される園の保護者の方に伺いたいが、移管園も旧保育のガイドラインを引き継いでいくということで移管された経過がある。それを踏まえどう考えられたか。

(保護者委員B)

・ 「はじめに」の中に、保育を継承していく旨記載されているので、あえて図に入れなくてもよい。 (委員長)

・ 旧ガイドラインについて、民間園保護者、またこれからの新入園児が見ても分からないと思われるの で、問題ないかと思うがいかがか。

(保護者委員A)

・ 移管園の保護者が了承しているなら良いと思う。

(民間保育園職員A)

・ 児童憲章、子どもの権利条約については、やはり記載した方が良いとは思っている。図が複雑になり 分かりにくいなら仕方ないとは思うが。

(保護者委員A)

・ 分かりやすく表示すれば良いのではないか。ガイドライン位置づけの上下関係に組み込まれないことが分かるよう、図の横の方に「国が批准しているもの」などとタイトルを付けて記載するのはいかがか。

(民間保育園職員A)

・ 子ども一人ひとりの人権を大切にするということを、日々保育の中で触れている。これらが記載されていると、ガイドラインとして1本筋が通ると思う。

(公立保育園職員B)

・ 児童憲章は、憲法の精神に基づくもので、全ての子どもの幸せを守っていくのだということ、また、 子どもの権利条約は、子どもが権利としてより良く生きていくのだということを示しているもの。ガ イドラインの中に盛り込みたい。

(委員長)

- 子どもの人権を大切にしていることがわかるよう、事務局内で工夫し記載することとする。
- ・ また、次回委員会までには、目次の調整もする予定。内容に合わせ、小見出しを付けることも考えている。最終的には表紙をどうするのか、など考えていかなければならない。
- ・ 「認可保育所の役割」の部分について、今回の修正で、「生活の場」の「生活の」を取っていたが、 保護者委員Aの意見を受け元に戻す。

(保護者委員A)

・ 「 1 生活と遊び (1) 生活について」の部分で、今、就労環境の変化によって長時間保育が増えるなか、早朝・夕方保育について保育園の先生はかなり工夫されていると思うので、ぜひ記載されたい。

(委員長)

・ 各園における延長保育の対応、方針はそれぞれ違うかと思うが、いかがか。

(民間保育園職員C)

・ なるべく日中と変わらないよう、年齢別の保育を継続している。

(委員長)

- ・ 例示として、このようなことをやっている、と記載してはどうか。民間園委員もぜひ提案されたい。 (公立保育園職員C)
- ・ 具体化しすぎると、園差が出てきてしまうのではないか。

(委員長)

・ 公立保育園職員 A と公立保育園職員 C に記載案の作成をお願いしたい。

(公立保育園職員A)

・ たとえば早朝保育の職員は、園での生活のスタートとして体調や様子をしっかり引き継ぐ、夕方保育では少し気持ちをクールダウンして家庭での生活に引き継ぐ、など、どの保育園にも対応できるような文面を考えたい。

・ 保護者委員Aよりコメントをいただいた行事としての遠足について、日々の保育の積み重ねという側面はある。ただ、もし積み重ねを強調したいのであれば、 ごっこ遊び や発表会の方がしっくり くるが、全園でやっているかどうかが問題。

(委員長)

ごっこあそびを行事としてしまうのはいかがなものか。

(民間保育園職員B)

・ 自園は乳児園なので実施していないが、 など 、とつけるなら、別に良いのでは。

(委員長)

・ 遠足については削除し、「運動会などがあります」として、含みを持たせたほうがよいか。

(保護者委員B)

・「(2)遊びと課題活動」部分の、 少子化により…の分、関わり、かかわり、と重複して記載されているので修正されたい。また、「子どもが主体的に選択していけるよう…」というのはどういう意味合いか。

(公立保育園職員B)

・ いろいろな場面で、子ども自らが遊びを選択していけるように、という意味。

(民間保育園職員B)

・「2保育環境 (2)人的環境」の部分に記載のある 人と良い関係を結ぶことを喜びと感じる という言葉が、一般に保護者に理解されるか。

(民間保育園職員A)

- ・ 文章を補足すればするほど分かりにくくなっているように感じる。
- ・ また「人的環境」の段落で、 安全 という一言が欲しい。

(公立保育園職員A)

・ 参考にして再修正したい。

(民間保育園職員A)

- ・ 「 1食育の推進 (1)食育の目標と食育計画」部分のうち、「食を営む力」についての詳細説明はいらないのではないか。また全職員 職員でもいいのではないか。
- ・ 食事の提供は食育計画に基づいて と限定せず、 保育園の方針に基づいて など、より大きく捉 えられる記載ができないか。
- 料理保育とあるが調理保育ではないか。

(公立保育園職員D)

料理保育でも調理保育でもどちらでも良いかと思う。意味は通じるか。

(委員長)

- ・ 民間保育園職員 A のご意見とおり、全をとる。
- ・ 「食を営む力」、すなわち望ましい... の すなわち は、より柔らかな表現を検討する。
- ・ 園ごとの方針に則り、食育計画に基づき... とつづける。

(民間保育園職員A)

・「2 体づくりと健康管理」内の記載のうち、(2)環境整備の中に、子どもは抵抗力が弱いという 特性が書かれているが違和感がある。(1)健康管理の方には、子どもがこういう特性を持つ前提が 記載されていないので、付け加えてはどうか。 抵抗力が弱く、さまざまな病気にかかりやすい乳幼 児期は、保護者からの... とつなげてはいかがか。

(委員長)

・ (1)に入る前の最初のリード文に、なぜ健康管理が大切かわかるよう1文入れる。

(保護者委員A)

・ 「 1 危機管理の重要性」の部分について、各保育園で、事故発生状況の把握等の実践をやって いるならば記載して欲しい。このことは、全園で共有してくれていると良いと思っている。そのよう な意味で各園の情報を取りまとめる市の関わり方も重要になってくるとは思う。

(委員長)

・ 事故報告は各園で実施している。市全体としての大きな仕組み、また情報共有を図っている公民合同会議等についても、記載していくと良いかもしれない。

(民間保育園職員A)

- ・ 「2 日常の保育における安全管理」の、子どもの 笑い という表現は、 表情 の方が良い。
- ・ 危機管理については、公立、民間ともに主任以上級などで、学習、情報交換、交流できる機会を持つ べき。

(委員長)

- ・ 「 保育の質の向上」部分で、専門性向上のための研修についても記載している。危機管理に限らず全体としてどこかに記載しておきたい。
- 本日欠席の保護者委員Cより、事前に意見をいただいている。

(メールにて保護者委員 C より)

- ・ 「 保育園とともに」は、文章が長いので、何か見やすくなるよう配置したい。
- ・ 送迎時等に園の先生と会話すると、連帯感を感じることを入れてはどうか。

(民間保育園職員A)

・ 保育相談員、保育アドバイザー、カウンセラーなど用語がさまざまで分かりにくい。どのような資格 を持った人が就いていると記載すれば、より明らかになると思う。

(委員長)

・ 相談員の部分については、障害児保育についての専門知識を持っている旨を記載する。

(民間保育園職員 A)

・ 「保育園とともに」の部分で、主題が分かりにくい。家庭の在り方をここで論じることが妥当かどうか。主観的な言葉を使うことは、保護者、職員のさまざまな考え方がある中で、デリケートすぎるか。

(保護者委員A)

・ 保護者として主体的に関わるべきだという言葉は入れたい。今回、「保護者委員の視点から」と入れ てみたが、「保育園とともに」に記載するより、「おわりに」に記載すると良いかと今は考えている。

(公立保育園職員A)

- ・ 保育園としてこうありたい、というガイドラインであり、これが発行された後には一人歩きしてしまう。現状の「保育園とともに」は、全体を通して見た時に少し異質なものを感じる。保護者委員の視点から、と明記した上で、別項目にした方がよいかと思う。
- ・ 親権 という言葉が、一般的には本章で意図する意味合いと別のことをイメージされる方が多いように思うのだがいかがか。

(保護者委員A)

・ そもそもの話として、「子育ての基本は家庭にある」という記述への異和感から始まった。当然の記述であるものの行政に言われることではない。一方、そう書かなければならない事態が社会で起こっ

ているのも事実。そこで別の表現方法として 親権 を使用し始めたが、単なる親の権利という解釈 ではなく、子どもの成長を喜ぶ権利としてみた。だが、公立保育園職員 A の仰るように 親権 という言葉の一般的イメージとは離れている。 親権 という言葉を用いなくても、子どもの権利を家庭 の中でも大切にしているというニュアンスを出すと良いのかと思う。

(委員長)

・ 「保育園とともに」は省き、ここでは「保護者とともに」「地域社会とともに」を残す。「おわりに」 の前に、 保護者委員の意見として と明記し「保育園とともに」の内容を記載し、「おわりに」に鈴 木氏の意見をもらうのはいかがか。何回委員会を実施したか等の経過は「はじめに」に記載する。

(保護者委員B)

・ 保護者委員として と記載するならば、保護者委員としては共通認識を持っていかなければならな いということか。

(保護者委員D)

・ パラグラフを分けるのは良いが、そうすると保護者、地域社会とともに何をしていきたいのかが不明 瞭になったか。項目の名前を修正する必要はあるか。

(委員長)

・ 今後のスケジュールだが、パブリックコメントを、保育園職員や保護者に対し実施するかどうか。「保 護者とともに」という項目があるなら、実施すると良いと思っていたのだがいかがか。

(民間保育園職員A)

・ 実施するならば、責任を持って意見を聞かなければいけないと思うので、それをどれだけガイドラインに反映させていけるのか、自信がない。

(保護者委員B)

・ 本委員会で話し合っていること以外の漏れがないか、具体的にどこをどう直したいか、といった意見 に絞ればそれほどの数は来ないはず。恐れる必要はないと考える。

(保護者委員A)

・ 広く周知しても、あまり意見が出ないこともある。市保連では現行ガイドラインを各役員会で読みこんでもらい意見・感想をもらった経緯もある。今回も、市保連経由で役員会におろし意見を求めることは可能だが如何か。

(委員長)

- ・ 正式なパブリックコメントではなく、中間まとめの各保育園への設置や、ニュースレター等で保護者 に周知する方法もある。「おわりに」は今後変化していくと思うが、この後修正案を送る。
- ・ 会議要録は7日までに送る。全体修正案は11日までに送付。ご意見は17日までにいただきたい。更なる修正はまかせていただきたい。修正が終わったら送付するので、各自確認いただき、必要に応じて各園で議論いただきたい。

(保護者委員A)

- ・ 保護者が保育に主体的に関わるべき、という部分だが。例えば点描に始まり、肘・肩の発達ととも に左右の殴り書きからグルグルと円となり、その円の始点と終点が意志を持って結ばれる瞬間があ る。子どもの成長とは、意欲と体の発達と技術の向上が交わることだと思っている。そして、その3 つが交わる瞬間に手を差し伸べるのが保育だと思っている。そして、その瞬間は決して保育園だけ でなく家庭でも起こっていると思っている。
- ・ 保育に主体的に…というのは、「保育士のように子育てをするべき」「責任を持て」ということでは

なく、先ずは子どもの意欲を受け留めようということ。これは保育園で学んだことである。このことは保護者に伝えていきたい。

次回委員会の予定

12月14日 18時30分から 市役所4階411会議室にて 12月2日までには、各委員に事前資料を送付する。